

令和 3 年度人権に関する県民意識調査の概要（案）

1. 調査目的

県民の人権に関する考え方等を調査し、人権教育・啓発をはじめとする今後の人権施策を推進する上での基礎資料とする。

2. 調査方法

- (1) 調査時期…令和 3 年 9～10 月頃
- (2) 調査対象…県内在住の満 18 歳以上の男女 3,000 人（外国籍住民を含む）
- (3) 調査方法…調査票の郵送による自記式アンケート（無記名方式）※ハガキによる再依頼 1 回あり

回答方法は郵送またはオンライン（県 HP 「しがネット受付サービス」）

外国人対象者に対しては、日本語調査票と翻訳調査票を送付

※翻訳調査票の対象言語は 5 か国語程度を想定

（平成 28 年度調査ではポルトガル語・ハンブル・中国語（標準語）・スペイン語・英語の翻訳調査票を作成）

- (4) 抽出台帳

選挙人名簿および住民基本台帳

- (5) 調査項目（概要）※平成 28 年度調査の場合

1. 人権についての考え方
2. 自分が人権侵害を受けた経験および対応
3. 人権侵害を見聞きした経験および対応
4. 人権の個別分野ごとの課題
 - ・女性 ・子ども ・高齢者 ・障害者 ・同和問題 ・外国人 ・患者
 - ・犯罪被害者等 ・性同一性障害者・同性愛者等 ・インターネットによる人権侵害

5. 人権の尊重や侵害についての考え方

6. 人権啓発について

7. 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

8. 自由記述

- (6) 質問数 ※平成 28 年度調査の場合

23 問（自由記述を除く）

3. 質問設定の考え方および分析方法等

過去の調査からの経年変化を見る質問とその時々々の社会情勢を考慮した質問の両

方を設けることにより、県民の意識の変化の状況および関心が高い人権問題に関する意識を確認する。

また、一部の質問については、回答結果をクロス集計することにより、人権に関する意識と行動の関連性を分析できるようにする。

【参考】平成 28 年度調査でのクロス集計項目

- ・啓発活動への接触状況×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方等
(啓発活動…広報誌、講演会・研修会等)

4. 調査結果の公表方法

調査結果および分析結果をとりまとめて報道機関に資料提供するとともに、県ホームページ上で公表する。

過去の人権に関する県民意識調査の概要(H28年度・H23年度)

資料4-2

		平成28年度調査	平成23年度調査
1. 調査目的		県民の人権に関する考え方や、県民が求めている施策の方向性などを把握し、今後の啓発をはじめとする人権施策を推進するうえでの基礎資料とするため実施。	県民の人権に関する考え方や、県民が求めている施策の方向性などを把握し、今後の啓発をはじめとする人権施策を推進するうえでの基礎資料とするため実施。
2. 調査方法	(1) 調査期間	平成28年9月27日(火)～平成28年10月17日(月)	平成23年11月10日(木)～平成23年11月30日(水)
	(2) 調査対象 (年齢階層)	県内在住の満18歳以上の男女3,000人(外国籍住民を含む) 18歳～29歳 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上	県内在住の満20歳以上の男女3,000人(外国籍住民を含む) 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上
	(抽出方法)	住民基本台帳に基づき3,000人を全市町に配分し、市町別に無作為抽出	住民基本台帳に基づき3,000人を全市町に配分し、市町別に無作為抽出
	(抽出台帳)	選挙人名簿および住民基本台帳	選挙人名簿および住民基本台帳
	(3) 調査方法	郵送による自記式アンケート調査(無記名方式) ハガキによる再依頼1回。外国人対象者に対しては、日本語調査票と翻訳調査票(ポルトガル語・ハンガル・中国語(標準語)・スペイン語・英語の5か国語)を送付した。 回答者の匿名性を考慮し、郵送によるアンケート調査(無記名方式)とする。 有効回収率52.5%(回答数1,575件)	郵送による自記式アンケート調査(無記名方式) ハガキによる再依頼1回。外国人対象者に対しては、日本語調査票と翻訳調査票(ポルトガル語・ハンガル・中国語(標準語)・スペイン語・英語の5か国語)を送付した。 回答者の匿名性を考慮し、郵送によるアンケート調査(無記名方式)とする。 有効回収率53.9%(回答数1,618件)
3. 調査項目	(1) 設問数	23問	31問
	(2) 主な調査項目	1. 人権についての考え方 2. 人権侵害を受けた経験および対応 3. 人権侵害を見聞きした経験および対応 4. 人権の個別分野ごとの課題 (女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者等、性同一性障害・同性愛者等、インターネット) 5. 人権の尊重や侵害についての考え方 6. 人権啓発について 7. 人権が尊重される社会の実現に向けての考え方	1. 人権に関する条約や法律等の認知状況 2. 人権についての考え方 3. 人権侵害を受けた経験および対応 4. 人権尊重や人権侵害についての考え方 5. 人権の個別分野ごとの課題 (女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者、インターネット) 6. 人権啓発について 7. 人権尊重社会実現に向けての考え方
4. 調査結果の分析	(1) 経年変化を見るもの (個別課題を除く)	・人権が尊重されるということについて ・滋賀県における人権尊重の状況 ・人権侵害を受けたときの対応 ・同和問題解決に向けての思い ・講演会・研修会等の参加状況 ・人権が尊重される社会の実現に向けての考え方	・人権が尊重されるということについて ・滋賀県における人権尊重の状況 ・人権侵害を受けたときの対応 ・同和問題解決に向けての思い ・講演会・研修会等の参加状況 ・人権が尊重される社会の実現に向けての考え方
	(2) クロス集計するもの	・啓発活動への接触状況×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方等 (広報誌、講演会・研修会等)	・啓発活動への接触状況×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方等 (広報誌、冊子、講演会)

	人権施策推進審議会 (第10期・第11期)	令和3年度人権に関する県民意識調査
令和2年7月	○10-2審議会 ・R1年度基本方針等関連施策実施状況およびR2年度関連施策について ・R3年度人権に関する県民意識調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度県民意識調査に向けた概要説明 (調査の実施時期・方法・対象者等の大枠の説明) ・過去の調査の概要説明
8月		<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要（案）の検討 ●設問項目（案）の検討
9月		
10月	○10-3審議会 ・R3年度人権に関する県民意識調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度県民意識調査概要（案）の検討
11月		<ul style="list-style-type: none"> ●調査概要（案）の検討 (10-3審議会での意見等を踏まえた再検討) ●設問項目（案）および調査票（案）の検討
12月		
令和3年1月		
2月	○10-4審議会 ・R3年度人権に関する県民意識調査について	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度県民意識調査概要の確定 ・R3年度県民意識調査票（案）の検討 等
3月		<ul style="list-style-type: none"> ●調査票（案）の検討 (10-4審議会での意見等を踏まえた再検討)
4月		
5月		
6月	○10-5審議会 ・R2年度基本方針等関連施策実施状況およびR3年度関連施策について ・R3年度人権に関する県民意識調査について	<ul style="list-style-type: none"> ●入札公告 ・R3年度県民意識調査票の確定 等
7月	○第10期委員退任（～R3.7.29） ○第11期委員委嘱（R3.7.30～）	<ul style="list-style-type: none"> ●入札執行・委託業者決定 ●標本設計、調査対象者の抽出作業 ●調査票の最終確定 ●翻訳調査票の作成
8月		
9月		<ul style="list-style-type: none"> ●調査実施に係る事前広報（県政eしんぶん） ●調査票発送
10月		<ul style="list-style-type: none"> ●督促状発送 ●調査票集計作業
11月	○11-1審議会 ・滋賀県人権施策推進審議会の運営について ・R3年度人権に関する県民意識調査について	<ul style="list-style-type: none"> ●報告書（案）の作成（～2月） ・R3年度県民意識調査の集計状況の報告
12月		

↓
令和3年度

	人権施策推進審議会 (第10期・第11期)	令和3年度人権に関する県民意識調査
令和4年1月		●報告書(案)に係る庁内関係課意見照会
2月	Off-2審議会 ・R3年度人権に関する県民意識調査について	●報告書の内容に係る庁内協議 ・R3年度県民意識調査報告書(案)の検討
3月		●県政経営幹事会議での報告 ●常任委員会への報告 ●調査結果公表(資料提供・HP掲載) ●報告書の印刷(発送は4月以降)